

別表 1 - 1 保健所による監視指導（一般監視）

区分	監視指導	対象施設・監視指導実施期間	
		旧法の規定による食品営業施設※ <sup>1</sup>	新法の規定による食品営業施設※ <sup>3</sup>
	予定回数	令和3年4月1日から5月31日まで (ただし、許可業種※ <sup>2</sup> は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。)	令和3年6月1日から令和4年3月31日まで
A	2回/年	過去1年間に食中毒等を起こし、行政処分を受けた施設 (重要管理施設を除く。)	過去1年間に食中毒等を起こし、行政処分を受けた施設 (重要管理施設を除く。)
B	1回/年	<b>飲食店営業</b> (従事者が3人以下の飲食店、スナック等簡易な調理行為のみを行う営業、露店による営業、自動車による営業、自動販売機による営業を除くが、生食用食肉取扱い施設は含む。)、 <b>菓子製造業</b> (露店による営業、自動車による営業を除く。)、 <b>あん類製造業、アイスクリーム類製造業</b> (ソフトアイスクリーム類のみの製造業を除く。)、 <b>乳処理業、特別牛乳搾取処理業、乳製品製造業、集乳業、食肉処理業、食肉販売業</b> (自動車による営業を除く。)、 <b>食肉製品製造業、魚介類販売業</b> (自動車による営業を除く。)、 <b>魚介類せり売営業、魚肉練り製品製造業、食品の冷凍又は冷蔵業</b> (保管業を除く。)、 <b>清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業、氷雪製造業</b> (自動販売機による営業を除く。)、 <b>食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、ソース類製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、缶詰又は瓶詰食品製造業、添加物製造業、浅漬製造業、カット野菜・カット果物製造業</b>	<b>飲食店営業</b> (簡易な営業、露店による営業、自動車による営業を除くが、生食用食肉取扱い施設は含む。)、 <b>菓子製造業、アイスクリーム類製造業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、乳製品製造業、集乳業、食肉処理業、食肉販売業</b> (営業許可を要する施設に限る。)、 <b>食肉製品製造業、魚介類販売業</b> (自動車による営業を除き、営業許可を要する施設に限る。)、 <b>魚介類競り売営業、水産製品製造業、冷凍食品製造業、清涼飲料水製造業、氷雪製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、添加物製造業、密封包装食品製造業、漬物製造業、液卵製造業、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業、カット野菜・カット果物製造業</b>
C	1回/2年	<b>飲食店営業</b> (従事者が3人以下の飲食店、スナック等簡易な調理行為のみを行う営業、露店による営業、自動車による営業、自動販売機による営業に限るが、生食用食肉取扱い施設は除く。)、 <b>喫茶店営業、菓子製造業</b> (露店による営業、自動車による営業に限る。)、 <b>アイスクリーム類製造業</b> (ソフトアイスクリーム類のみの製造業に限る。)、 <b>乳類販売業、食肉販売業</b> (自動車による営業に限る。)、 <b>魚介類販売業</b> (自動車による営業に限る。)、 <b>食品の冷凍又は冷蔵業</b> (保管業に限る。)、 <b>氷雪製造業</b> (自動販売機による営業に限る。)、 <b>氷雪販売業</b> 、その他営業許可を要しない施設	<b>飲食店営業</b> (簡易な営業、露店による営業、自動車による営業に限るが、生食用食肉取扱い施設は除く。)、 <b>魚介類販売業</b> (営業許可を要し、自動車による営業に限る。)、 <b>調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業</b> 、その他営業許可を要しない施設
		対 象 施 設 数	89,643 施設
		年 間 監 視 指 導 予 定 回 数	57,298 回

※1 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号。以下「改正法」という。)による改正前の食品衛生法第52条第1項の許可が必要な業種、愛知県食品衛生条例の一部を改正する条例(令和2年条例第61号)による改正前の愛知県食品衛生条例第6条の届出が必要な業種及びその他食品衛生法第3条に規定する食品等事業者の食品営業施設

※2 改正法による改正前の食品衛生法第52条第1項の許可が必要な業種

※3 改正法による改正後の食品衛生法第55条第1項の許可が必要な業種、第57条第1項の届出が必要な業種及びその他第3条に規定する食品等事業者の食品営業施設

別表 1-2 保健所による監視指導（広域監視）

区分	監視指導 予定回数	対象施設・監視指導実施期間	
		旧法の規定による食品営業施設※ <sup>1</sup> のうち、重要管理施設	新法の規定による食品営業施設※ <sup>3</sup> のうち、重要管理施設
		令和3年4月1日から5月31日まで (ただし、許可業種※ <sup>2</sup> は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。)	令和3年6月1日から令和4年3月31日まで
S	3回/年	重要管理施設のうち、過去1年間に食品事故を起こし、行政処分を受けた施設、 <b>乳処理業、特別牛乳搾取処理業、乳製品製造業</b>	重要管理施設のうち、過去1年間に食品事故を起こし、行政処分を受けた施設、 <b>乳処理業、特別牛乳搾取処理業、乳製品製造業</b>
A	2回/年	<b>飲食店営業</b> （仕出し屋、弁当屋、給食、旅館のうち大規模調理施設に限る。）、 <b>食肉製品製造業、清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業、魚肉練り製品製造業、集団給食施設</b> （大規模調理施設に限る。)	<b>飲食店営業</b> （仕出し屋、弁当屋、給食、旅館のうち大規模調理施設に限る。）、 <b>食肉製品製造業、清涼飲料水製造業、水産製品製造業</b> （魚肉練り製品を製造する施設に限る。）、 <b>そうざい製造業</b> （大量調理施設に限る。）、 <b>集団給食施設</b> （大規模調理施設に限る。)
B	1回/年	<b>飲食店営業</b> （仕出し屋、弁当屋、給食、旅館のうち大規模調理施設を除く。）、 <b>菓子製造業</b> （生菓子の製造業に限る。）、 <b>あん類製造業、アイスクリーム類製造業</b> （ソフトアイス クリーム類の製造業を除く。）、 <b>食肉処理業、食品の冷凍又は冷蔵業</b> （保管業を除く。）、 <b>豆腐製造業、そうざい製造業</b> （サラダ等非加熱製品を製造する施設）、 <b>添加物製造業、集団給食施設</b> （大規模調理施設を除く。）、 <b>浅漬製造業</b> （1日の最大製造量が概ね100kg以上の施設）、 <b>カット野菜・カット果物製造業</b> （1日の最大製造量が概ね100kg以上の施設）	<b>飲食店営業</b> （仕出し屋、弁当屋、給食、旅館のうち大規模調理施設を除く。）、 <b>菓子製造業</b> （あん類及び生菓子の製造業に限る。）、 <b>アイスクリーム類製造業、食肉処理業、冷凍食品製造業、豆腐製造業、そうざい製造業</b> （サラダ等非加熱製品を製造する施設）、 <b>添加物製造業、漬物製造業、水産製品製造業</b> （魚肉練り製品を製造する施設を除く。）、 <b>液卵製造業、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業、集団給食施設</b> （大規模調理施設を除く。）、 <b>カット野菜・カット果物製造業</b> （1日の最大製造量が概ね100kg以上の施設）
C	1回/2年	<b>菓子製造業</b> （生菓子の製造業を除く。）、 <b>食品の冷凍又は冷蔵業</b> （保管業に限る。）、 <b>氷雪製造業、食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、ソース類製造業、酒類製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業</b> （加熱処理した製品を製造する施設）、 <b>缶詰又は瓶詰食品製造業</b>	<b>菓子製造業</b> （あん類及び生菓子の製造業を除く。）、 <b>氷雪製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、酒類製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業</b> （加熱処理した製品を製造する施設）、 <b>密封包装食品製造業</b>
		対象施設数	16,239施設
		年間監視指導予定回数	9,000回

※1 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）による改正前の食品衛生法第52条第1項の許可が必要な業種、愛知県食品衛生条例の一部を改正する条例（令和2年条例第61号）による改正前の愛知県食品衛生条例第6条の届出が必要な業種及びその他食品衛生法第3条に規定する食品等事業者の食品営業施設

※2 改正法による改正前の食品衛生法第52条第1項の許可が必要な業種

※3 改正法による改正後の食品衛生法第55条第1項の許可が必要な業種、第57条第1項の届出が必要な業種及びその他第3条に規定する食品等事業者の食品営業施設

**別表 1-3 食品衛生検査所による監視指導**

対 象	名古屋市中央卸売市場北部市場内の食品営業施設
対 象 施 設 数	367 施設
年 間 監 視 指 導 予 定 回 数	11,360 回

**別表 1-4 と畜場に対する監視指導**

対 象	と畜場
対 象 施 設 数	1 施設
年 間 監 視 指 導 予 定 回 数	250 回

**別表 1-5 食鳥処理場に対する監視指導**

対 象	食鳥処理場		
対 象 施 設 数	21 施設		
監 視 指 導 予 定 回 数	大 規 模 食 鳥 処 理 場		12 回／年
	認 定 小 規 模 食 鳥 処 理 場	食鳥の生体を取扱う施設	6 回／年
		食鳥の生体を取扱わない施設	2 回／年
年 間 監 視 指 導 予 定 回 数	80 回		